

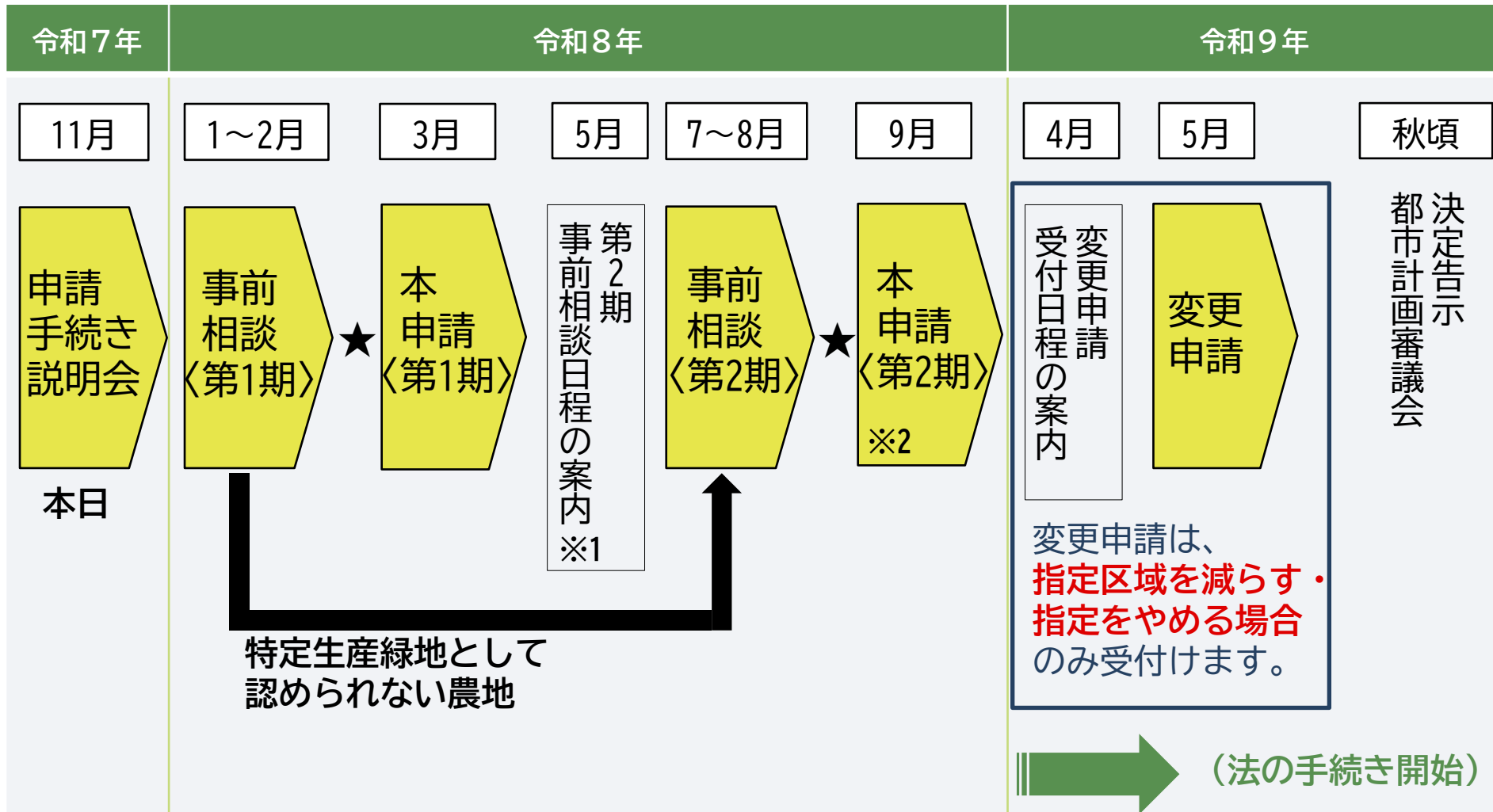
特定生産緑地の指定手続き に関する説明会

流山市 まちづくり推進部 都市計画課

本日の予定

1. 申請手続きの流れ
2. 提出書類一覧
3. 書類の書き方等
4. 書類のまとめ方
5. 土地登記事項証明書・公図の写しの取得先
6. 申請にあたっての注意事項

1. 申請手続きの流れ

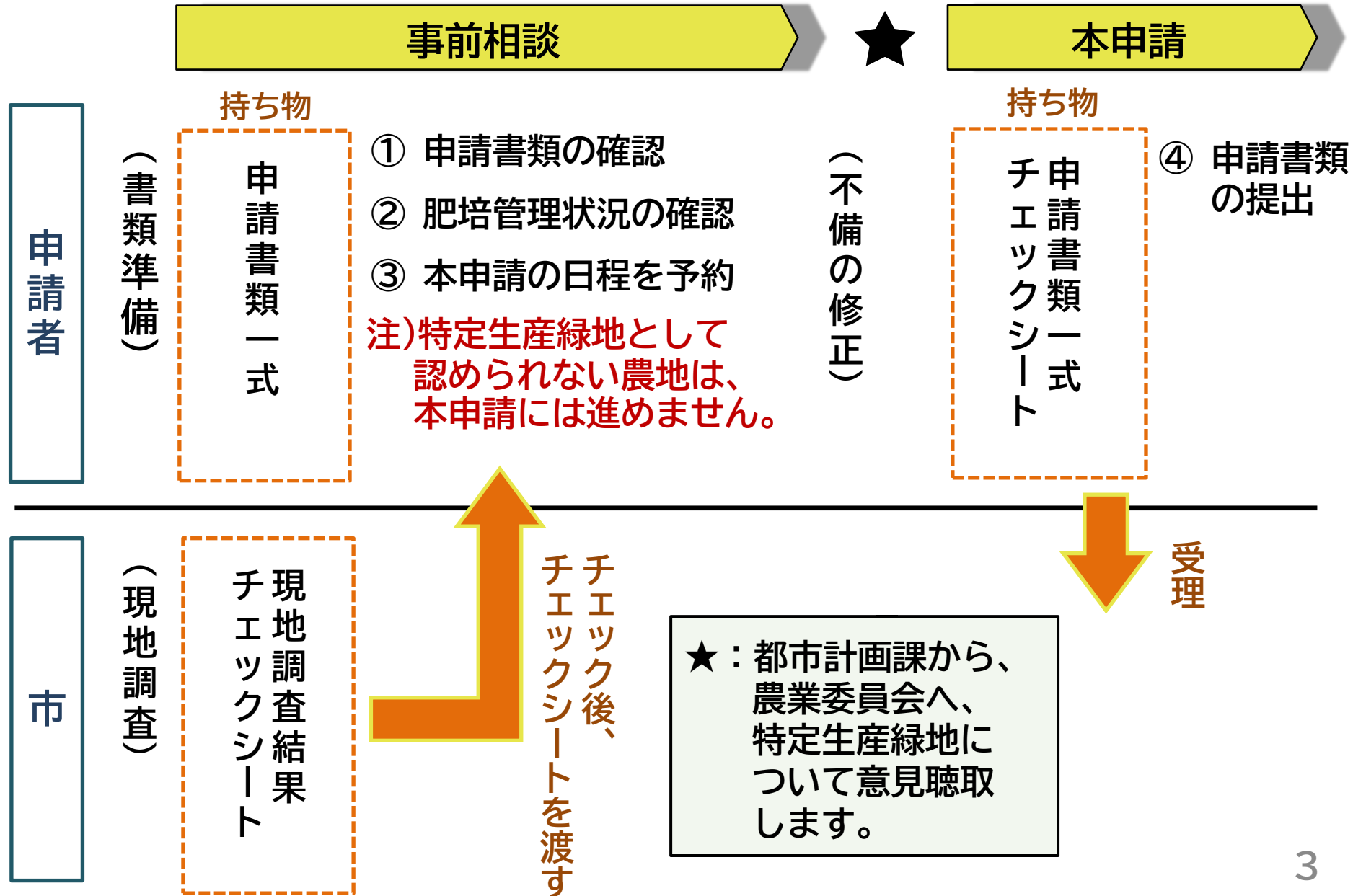


★：都市計画課から農業委員会へ特定生産緑地について意見聴取します。

※1：第1期本申請を済ませた方には通知しません。

※2：肥培管理が認められない農地は、特定生産緑地への指定はできません。

1. 申請手続きの流れ



2. 提出書類一覧

		提出枚数	取得先	
①	特定生産緑地指定申請書	同一名義ごと※3	印字無し版は 市HPからダウンロード可	本 日 配 布
②	特定生産緑地指定同意書	利害関係人ごと (税務署の同意は不要)		
③	営農概要書	同一名義ごと※3		
④	土地登記事項証明書※4 (全部事項証明書)	筆ごと	千葉地方法務局 松戸支局	「」 用 意 下 さい
⑤	公図の写し※4	申請書ごと※5		
⑥	印鑑登録証明書※4	申請書・同意書ごと (1通は原本、他は写し可)	流山市役所 市民課 または各出張所	
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	生産緑地が運動公園周辺地区の 土地区画整理区域内にある場合		
⑧	仮換地先のわかる図面			
⑨	肥培管理に関する確約書	生産緑地が運動公園周辺地区の 土地区画整理区域にあり使用できない場合	市HPからダウンロード可	本 日 配 布
⑩	その他 (委任状・遺産分割協議書 の写し・測量図等)	必要に応じて	—	「」 用 意 下 さい

※3 12ページを参照

※4 発行より3カ月以内のもの（事前相談時点において）

※5 すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚にわけて提出してください。

2. 提出書類一覧

・土地にかかる利害関係人とは

共有者のほか、土地に関する権利を有する全ての方を指し、抵当権や借地権、小作権等権利の設定がされている場合は、全ての方が同意を得る対象となります。

様式例・1

表 題 部 (土地の表示)		課税 [金五]	不動産番号 00000000000000
地図番号 [金五]	境界特定 [金五]		
所 在 特別区南都町一丁目 [金五]			
① 地 番 101番	② 地 目 宅地	③ 地 積 m ² 300.00	原因及びその日付(登記の日付) 不詳 [平成20年10月14日]
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 大 郎			

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 大 郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 借地金 4,000万円 利息 年2・60% (年365日割計算) 担保金 年14・5% (年365日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株 式 会 社 南 北 銀 行 (取扱店 南都支店) 共同担保 日銀(株)第2340号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号 (A)第2340号		課税 平成20年11月12日	
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[金五]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	[金五]

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所 登記官 法 務 八 郎

みほん
電子
公印

* 下線のあもるものは注記事項であることを示す。 整理番号 D23992 (1/1) 1/1

・ 権利部（甲区）は「所有権」を持つ利害関係人です。

- ・ 権利部（乙区）は「所有権以外の権利」を持つ利害関係人です。
- ・ 相続税の納税猶予を受けている方は、抵当権者 {大蔵省または財務省（取扱庁：税務署）} の記載があります。

※納税猶予の抵当権者（税務署等）については、市で一括して同意を得ますので、土地権利者自身で同意を取得する必要はありません。

3. 書類の書き方等

① 指定申請書記載例

捨印を押印ください。

流山

令和 年 月 日

流山市長 様

生産緑地 地区申請者	住 所	〒270-0192 流山市平和台 1-1-1
	フリガナ	カシハラ タツ
	氏 名	流山 太郎
	連絡先	04 - 7158 - 1111

流山市特定生産緑地指定申請書

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、「特定生産緑地指定同意書」のとおりに、農地等利害関係人の同意を取得しましたので、下記の生産緑地について申請します。

対 象 の 生 産 緑 地 地 区			
生産緑地地区番号	第 998・999 号	指定年月日	平成10年1月30日
相続税の納税選手	有 ・ (無)	所有者との関係	本人

生産緑地明細書						
番号	地区番号	所在	地積 (㎡)	仮換地先所在 地積 (㎡)	申請面積	所有権以外の権利
1	998	平和台 99-1	455.00			
2	998	平和台 99-2	578.00		578	無所有権
3	999	前平井 1000-1	1000.00	運動公園 1000 街区 99 画地	300	なし
4	999	前平井 1000-2	800.00			
5	999	前平井 1001	1100.00	運動公園 50 街区 1 画地	310	なし
				運動公園 50 街区 2 画地	325	なし

添 付 書 類	(1)特定生産緑地指定同意書	添
	(2)賛成票	添
	(3)土地登記事項証明書(全部事項証明書) ※原本	添
	(4)公図の写し ※原本	添
	(5)印鑑登録証明書	添
	(6)仮換地指定通知書又は仮換地証明書	添
	(7)仮換地位置図・仮換地明細図など仮換地のわかる図面	添
	(8)生産緑地の肥後管理に関する規約書	添
	(9)その他()	添

・ **提出日は空欄**でお願いします。
注)本申請の際に記入いただきます。

・ 申請者（共有名義の場合は**代表者**）
の氏名をご記入ください。

・ **実印**（印鑑登録証明書と同じ）を押印
ください。

・ 所有者との関係をご記入ください。
例：相続予定人が申請：妻（被相続人）
※代筆の場合、委任状添付
（提出済みの場合は不要）
・ 申請する地積をご記入ください。
・ 申請しない筆は、「一」で消してください。

3.書類の書き方等

② 指定同意書記載例

捨印を押印ください。



令和 年 月 日

流山市長 様

私は、以下の生産緑地について、特定生産緑地として指定することに同意します。

権 利 者	住 所	〒270-0192 流山市平和台1-1-1		
	フリガナ	はらやま たろう		
	氏 名	流山 太郎		
	連絡先	04 - 7158 - 1111	権利の種類	所有権
	その他の添付書類	(1) 印鑑登録証明書		/
		(2) その他 ()		

対 象 の 生 産 緑 地 地 区

生産緑地地区番号	第 **生産緑地番号 号	指定年月日	平成10年1月30日
		申出基準日	令和10年1月30日

生 産 緑 地 明 細 書

番号	所在	地積 (㎡)	仮換地先住所	仮換地先の地積 (㎡)	申請面積 (㎡)
1	平和台99-1	455.00			455.00
2	平和台99-2	578.00			578.00
3	前平井1000-1	1000.00	運動公園1000街区99画地	510.00	510.00
4	前平井1000-2	800.00			
5	前平井1001	1100.00	運動公園50街区1画地	310.00	310.00
			運動公園50街区2画地	325.00	325.00

- ・ **提出日は空欄**でお願いします。
注)本申請の際に記入いただきます。

- ・ **実印**（印鑑登録証明書と同じ）を押印ください。
- ・ **権利の種類**（所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等）をご記入ください。

**注)申請者ご本人は
同意書の提出は不要です！**

3.書類の書き方等

③ 営農概要書記載例

特定生産緑地 営農概要書		申請者 氏 名		流山 太郎		申請者 住 所		〒270-0192 流山市平和台 1-1-1		整理番号		—	
所在	仮換地先 所在	申請地の主な作物					農業用施設の 種類と面積(m ²)	申請農地における主な農業従事者（申請時点）					
		野菜	水陸稲	果樹	植木 苗木	その他		氏名	年齢	住所	申請者との関係		
平和台 99-1													
平和台 99-2		○					鉄骨パイプ ビニールハウス (90 m ²)	流山 太郎 流山 花子 流山 次郎	75 72 歳 42	流山市平和台 1-1-1 // //	本人 妻 長男		
前平井 1000-1	運 1000 街区 99 画地		○				農機具小屋 (10 m ²)	流山 次郎	42 歳	//	長男		
前平井 1000-2													
前平井 1001	運 50 街区 1 画地					○		流山 太郎 流山 花子 流山 次郎	75 72 歳 42	//	本人 妻 長男		
	運 50 街区 2 画地				○			//	// 歳	//	//		

- ・ 申請地の主な作物について該当するものに“○”をつけてください。
- ・ 農業用施設は、ビニールハウス、温室、農機具小屋、貯蔵庫、休憩所等があれば **具体的な施設名とその面積**を記入してください。
- ・ 農業従事者は、申請時点において **主に従事している人全員**を記入してください

3.書類の書き方等

④ 土地登記事項証明書の見方

表 題 部 (土地の表示)		課税	金百	不動産番号	00000000000000
地図番号	金百	筆界特定			
所 在		特別区南都町一丁目		金百	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300.00		不詳 〔平成20年10月14日〕	
所 有 者		特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎			

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日割計算) 損害金 年14・5% (年365日割計算) 債権者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株 式 会 社 南 北 銀 行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(※)第2340号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(※)第2340号	調製	平成20年11月12日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	[金百]
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	[金百]

平成21年3月27日
関東法務局特別出所

登記官

法 務 八 郎



・表題部（土地の表示）は土地の所在・地番・地目・地積が記載されています。

・指定同意書の【**農地等利害関係人の同意**】が必要な人物になります。

・権利部（甲区）は「所有権」を持つ利害関係人です。

・指定同意書の【**農地等利害関係人の同意**】が必要な人物になります。

・権利部（乙区）は「所有権以外の権利」を持つ利害関係人です。

・相続税の**納税猶予**を受けている方は、**抵当権者**〔大蔵省または財務省（取扱庁：税務署）〕の記載があります。

・発行日が記載されています。
（**事前相談日の3カ月前以内**のものを
ご用意ください。）

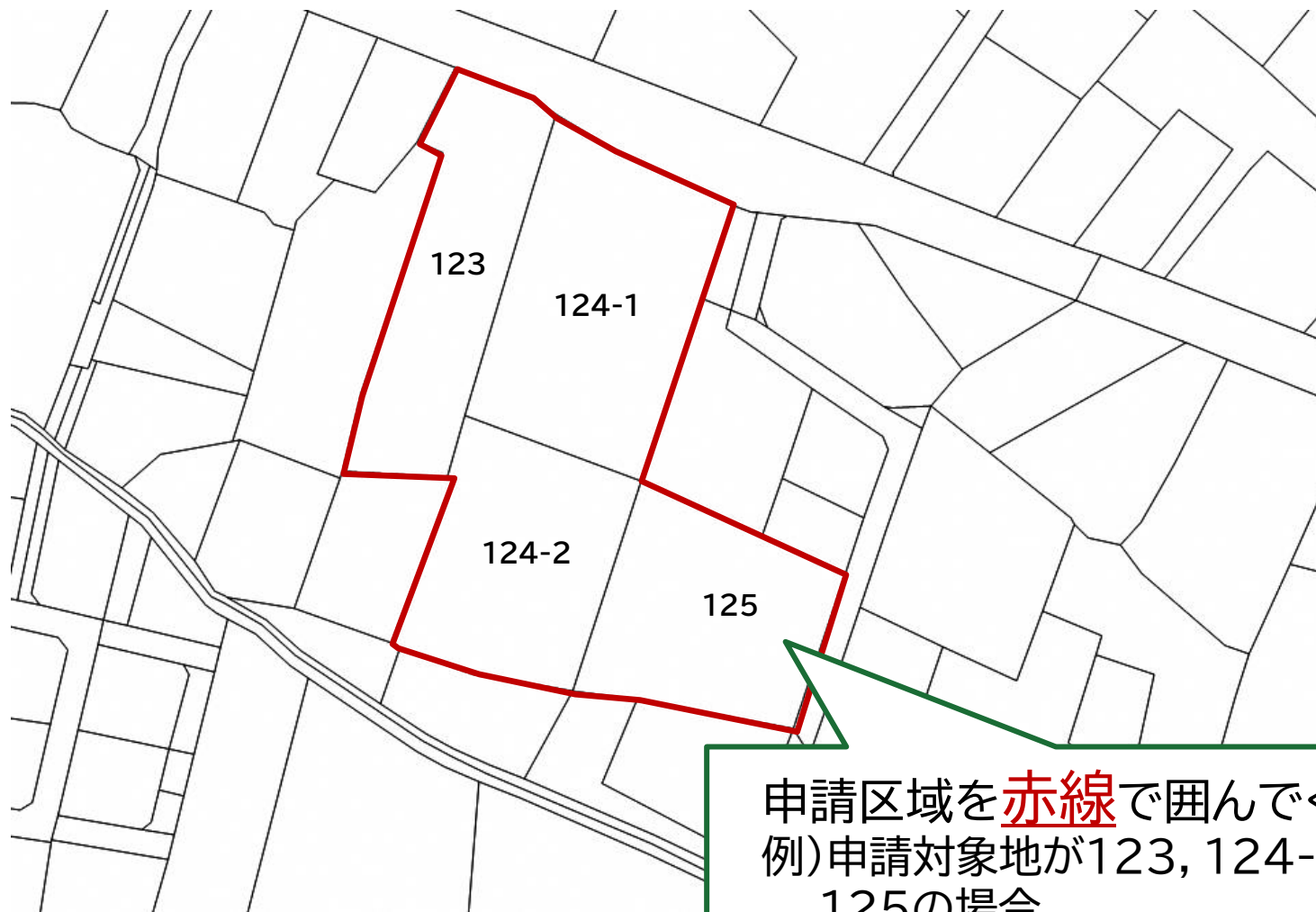
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23992 (1/1)

1/1

3.書類の書き方等

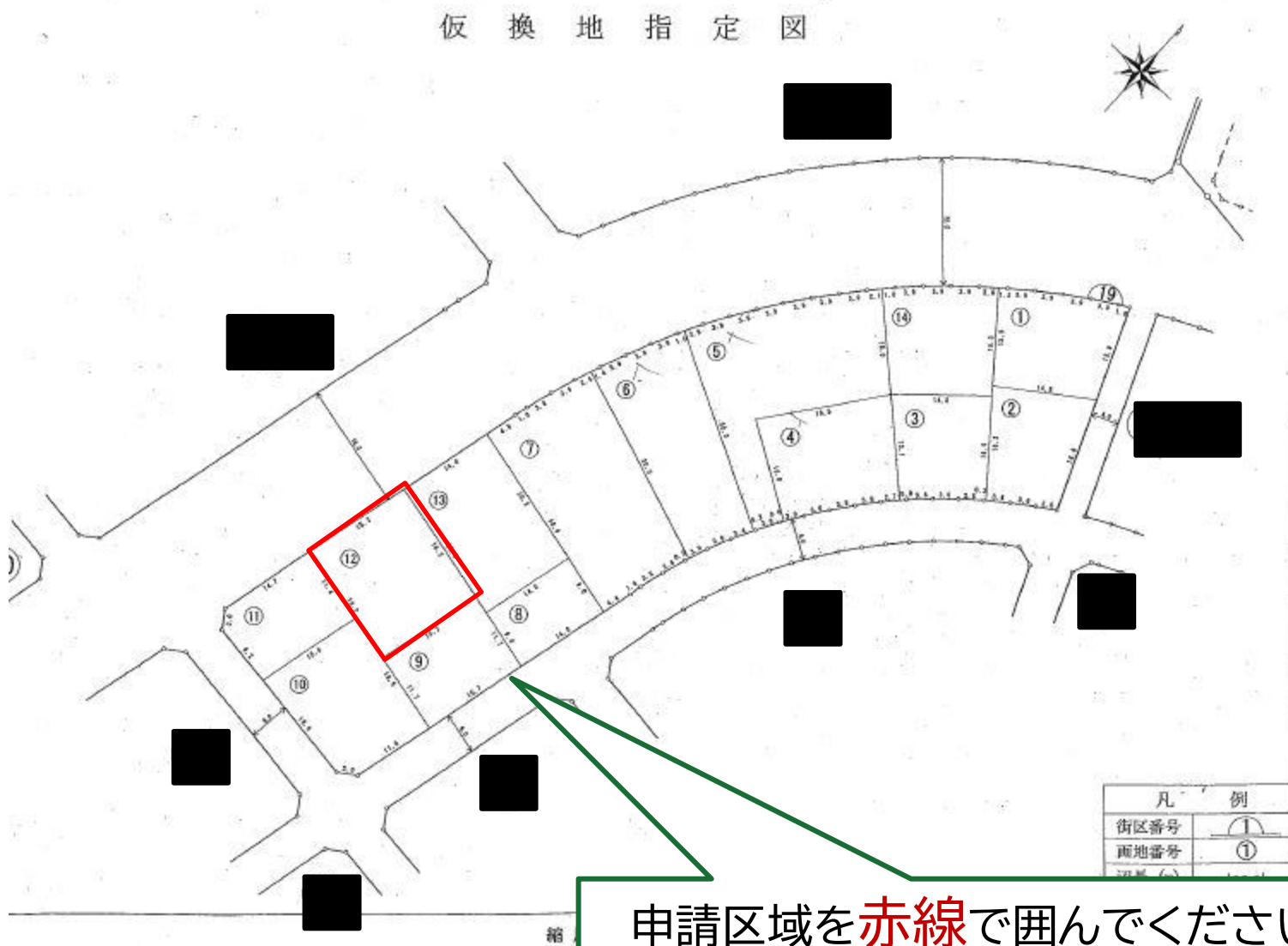
⑤ 公図記載例



申請区域を赤線で囲んでください。
例)申請対象地が123, 124-1, 124-2,
125の場合

3.書類の書き方等

⑦仮換地先のわかる図面記載例



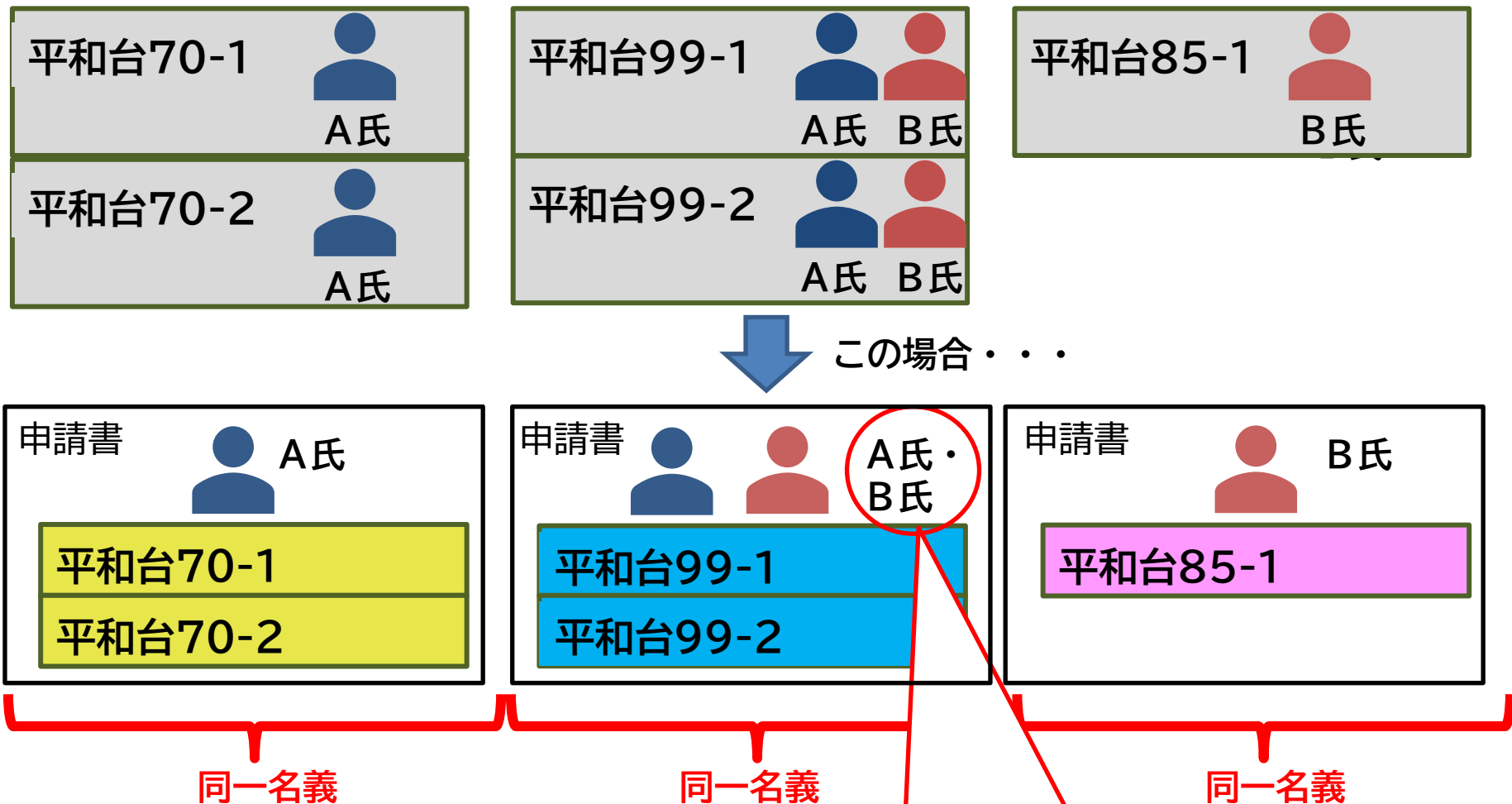
4. 書類のまとめ方

		提出枚数	取得先
①	特定生産緑地指定申請書	同一名義ごと※3	印字無し版は 市HPからダウンロード可
②	特定生産緑地指定同意書	利害関係人ごと (税務署の同意は不要)	
③	営農概要書	同一名義ごと※3	
④	土地登記事項証明書※4 (全部事項証明書)	筆ごと	

同一名義ごと について
以降のページで、例をあげて説明します。

4. 書類のまとめ方

- ・ 同一名義ごと・・・所有者が同じである生産緑地の筆のまとめ



ABどちらかが ①申請書 ③営農概要書
④土地登記事項証明書 ⑤公図写し
もう一方が ②同意書を用意

4. 書類のまとめ方 ～例1:単独で所有している場合～

例1 : A氏が単独で所有している2筆をすべて特定生産緑地へ指定する場合

平和台70-1	 A氏
平和台70-2	 A氏

平和台99-1	  A氏 B氏
平和台99-2	  A氏 B氏

平和台85-1	 B氏
---------	---

平和台70-1

所有権 : A氏 

所有権以
外の権利 : なし

平和台70-2

所有権 : A氏 

所有権以
外の権利 : なし

例1 : A氏が単独で所有している2筆を
すべて特定生産緑地へ指定する場合

申請者：A氏

	書類	記入者	計
①	特定生産緑地指定申請書	A氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	-	-
③	営農概要書	A氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	2通(2筆分)
⑤	公図の写し	-	1通 ^{※5} (2筆分)
⑥	印鑑登録証明書	-	1通
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	-	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面		
⑨	肥培管理に関する確約書		
⑩	その他(委任状等)	-	

※5：すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してください。

4. 書類のまとめ方 ～例2:共同所有者がいる場合～

例2 : A氏・B氏が**共同で所有している**2筆をすべて特定生産緑地へ指定する場合



平和台99-1

所有権 : A氏、B氏

所有権以外の権利 : なし



平和台99-2

所有権 : A氏、B氏

所有権以外の権利 : なし



例2 : A氏・B氏が**共同で所有している**2筆をすべて
 特定生産緑地へ指定する場合

申請者 : A氏

	書類	記入者	計
①	特定生産緑地指定申請書	A氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	B氏	1通
③	営農概要書	A氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	2通(2筆分)
⑤	公図の写し	-	1通※ ⁵ (2筆分)
⑥	印鑑登録証明書	-	2通(A氏・B氏分)
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	-	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面		
⑨	肥培管理に関する確約書		
⑩	その他(委任状等)	-	

※5 : すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してください。

4. 書類のまとめ方 ～例3:単独で所有している場合(例1と同様)～

例3 : B氏が単独で所有している1筆を特定生産緑地へ指定する場合

平和台70-1	 A氏
平和台70-2	 A氏

平和台99-1	 A氏	 B氏
平和台99-2	 A氏	 B氏

平和台85-1	 B氏
---------	---

平和台85-1

所有権 : B氏 

所有権以
外の権利 : なし

例3 : B氏が単独で所有している1筆を特定生産緑地へ指定する場合

申請者 : B氏

	書類	記入者	計
①	特定生産緑地指定申請書	B氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	-	-
③	営農概要書	B氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	1通(1筆分)
⑤	公図の写し	-	1通 ^{※5} (1筆分)
⑥	印鑑登録証明書	-	1通
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	-	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面		
⑨	肥培管理に関する確約書		
⑩	その他(委任状等)	-	

※5 : すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してください。

4. 書類のまとめ方 ～例4: 抵当権者がいる場合～

- 例4 : C氏・D氏が共同で所有している2筆をすべて特定生産緑地へ指定する場合(**抵当権者あり**)

平和台50-1

所有権 : C氏、D氏

所有権以外の権利 : なし



平和台50-2

所有権 : C氏

所有権以外の権利 : E氏(銀行)
(抵当権)



例4

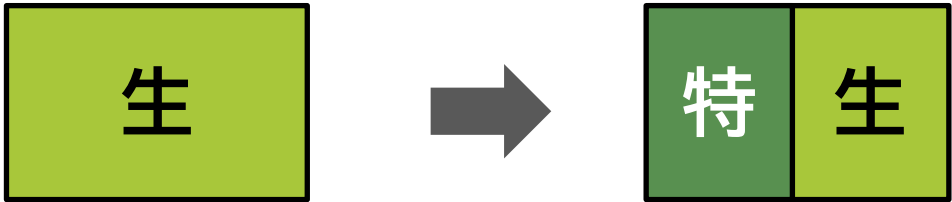
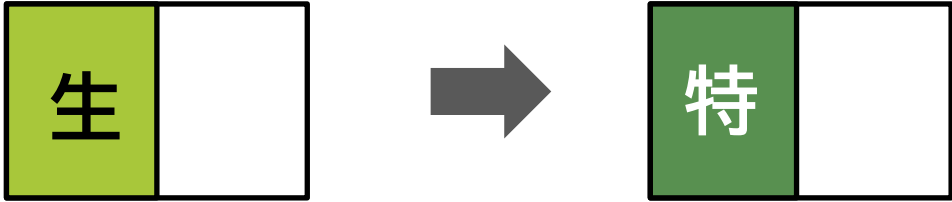
： C氏・D氏が共同で所有している2筆をすべて
 特定生産緑地へ指定する場合(抵当権者あり)

申請者：C氏

	書類	記入者	計
①	特定生産緑地指定申請書	C氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	D氏・E銀行	2通
③	営農概要書	C氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	2通(2筆分)
⑤	公図の写し	-	1通 ^{※5} (2筆分)
⑥	印鑑登録証明書	-	3通 (C氏・D氏・E銀行分)
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	-	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面		
⑨	肥培管理に関する確約書		
⑩	その他(委任状等)	-	

※5：すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してください。

4. 書類のまとめ方 ~例5:筆の一部を指定する場合~

例1		生産緑地 ≠ 特定生産緑地 分筆が必要
例2		生産緑地 = 特定生産緑地 分筆は不要



:生産緑地地区



:特定生産緑地地区



:宅地等

4. 書類のまとめ方 ～例5-1:筆の一部を指定する場合～

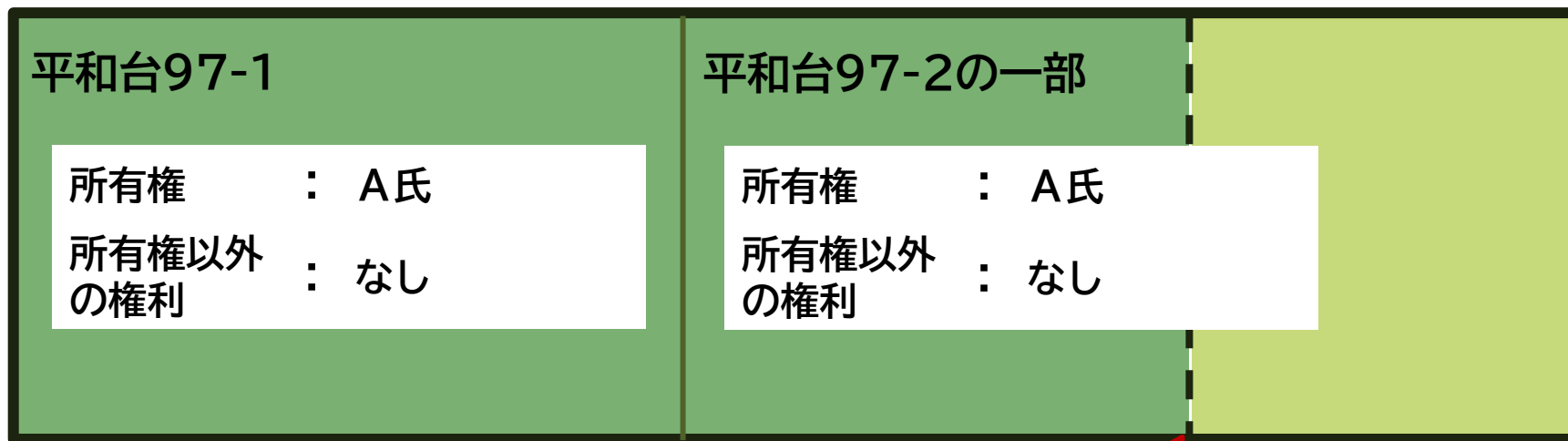
例5-1 : 2筆のうち一部(1筆と1筆の一部)
を特定生産緑地へ指定する場合

“生産緑地 ≠ 特定生産緑地”

■ : 特定生産緑地へ
指定を希望する生産緑地

■ : 特定生産緑地へ
指定を希望しない生産緑地

□ : 生産緑地の区域



例5-1：“生産緑地≠特定生産緑地”

申請者：A氏

	書類	記入者	備考
①	特定生産緑地指定申請書	A氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	-	-
③	営農概要書	A氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	-	2通(2筆分) (指定する筆のみ)
⑤	公図の写し	-	1通(2筆分) (指定する筆のみ)
⑥	印鑑登録証明書	-	1通
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	-	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面	-	
⑨	肥培管理に関する確約書	-	
⑩	その他(測量図)	-	1通※6
⑩	その他(委任状等)	-	必要あれば

原則
分筆後
※5
のもの

※5：すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚に分けて提出してください。

※6：分筆登記が間に合わない場合は測量図を提出してください。

4. 書類のまとめ方 ～例5-2:筆の一部を指定する場合～

例5-2: 1筆と1筆の一部
を特定生産緑地へ指定する場合

"生産緑地＝特定生産緑地"

 : 特定生産緑地へ
指定を希望する生産緑地

 : 宅地等

 : 生産緑地の区域

平和台96-1

所有権 : A氏
所有権以外
の権利 : なし

平和台96-2の一部

所有権 : A氏
所有権以外
の権利 : なし

例5-2： “生産緑地＝特定生産緑地”

申請者：A氏

	書類	提出数	備考
①	特定生産緑地指定申請書	A氏	1通
②	特定生産緑地指定同意書	－	－
③	営農概要書	A氏	1通
④	土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	－	2通(2筆分) (指定する筆のみ)
⑤	公図の写し	－	1通 ^{※5} (2筆分) (指定する筆のみ)
⑥	印鑑登録証明書	－	1通
⑦	仮換地指定通知書又は 仮換地証明書の写し	－	必要あれば
⑧	仮換地先のわかる図面		
⑨	肥培管理に関する確約書		
⑩	その他(委任状等)	－	－

注) 今回新たに測量図の提出は必要ありません。

※5：すべての筆が1枚の公図に収まらない場合は、複数枚にわけて提出してください。

5.土地登記事項証明書・公図の写しの取得先

■ 取得先

千葉地方法務局 松戸支局

■ 所在地

松戸市岩瀬473-18
(松戸法務総合庁舎 2階)

■ 電話

047-363-6278

■ 受付時間

平日の午前8:30から午後5:15まで



6. 申請にあたっての注意事項

特定生産緑地に指定できない農地について

① 農地等の適正管理が出来ていない

例:コンクリートやアスファルトで舗装している、生産緑地内に建ててはならない建物が建てられている、生産緑地内に建てられるが許可を得ていない建物が建てられている等

② 生産緑地等農地の肥培管理がなされていない

例:耕作放棄により荒地になっている、収穫している実態がない等

①、②に該当する生産緑地については、原則、事前相談の際に、是正をお願いすることになります。

特定生産緑地の 事前相談(第1期)のご案内

特定生産緑地への指定を希望する方は、令和8年1～2月に開催の事前相談会に、**必ずご参加**ください。
本日より参加の受付を開始しますので、**事前にご予約**をお願いします。

※令和8年7～8月頃、「事前相談(第2期)」の実施を予定しています。事前相談(第1期)への参加が
難しい場合は、第2期へのご参加をお願いいたします。(対象者の方には、来春頃に通知いたします。)

日程

		開催日				開催時間
事前 相談	1 月	19日(月)	20日(火)	21日(水)	22日(木)	① 9:00～10:00
		26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	② 10:00～11:00
	2 月	2日(月)	3日(火)	4日(水)	5日(木)	③ 11:00～12:00
		9日(月)	10日(火)	-	12日(木)	④ 13:30～14:30
本 申 請	3 月	-	-	18日(水)	19日(木)	⑤ 14:30～15:30
		23日(月)	24日(火)	25日(水)	-	⑥ 15:30～16:30

場所

流山市役所 第2庁舎 4階
打合せスペース

持ち物

申請書類一式
筆記用具

※申請書類は
流山市ホームページから
ダウンロード可能です。

申請手続きの流れ



(問合せ先)

流山市 まちづくり推進部 都市計画課

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

担当：海藤 古田 高田

ご予約はこちらまで！

電話：04-7150-6087

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)